

政府保有株式

- 政府が保有する特殊会社の株式の総額は32.8兆円、そのうち政府保有義務分が29.2兆円、それ以外が3.5兆円。
- 政府保有株式については、政府保有義務分を除き、各特殊会社に係る主務官庁の政策判断を踏まえた上で、売却が可能となった段階で、株式市場の動向や会社の経営・財務状況等を勘案しながら、適切に売却を進めていくこととなります。

(令和3年度末現在)

特殊会社名	総額 (億円)	政府保有義務分		それ以外	(参考) 現行法上の政府保有義務
		政府保有義務分	それ以外		
日本電信電話(株) <small>法人番号7010001065142</small>	44,676	41,382	3,294(注3)	1/3以上	
日本たばこ産業(株) (注2) <small>法人番号4010401023000</small>	13,916	13,916	-	1/3超	
日本郵政(株) (注2) <small>法人番号5010001112697</small>	11,283	11,283	-	1/3超	
(株)日本政策金融公庫 <small>法人番号8010001120391</small>	154,149	154,149	-	総数	
(株)日本政策投資銀行 <small>法人番号2010001120389</small>	37,588	18,794	18,794	1/3超、1/2以上(注4)	
(株)国際協力銀行 <small>法人番号6010001145977</small>	28,974	28,974	-	総数	
(株)日本貿易保険 <small>法人番号5010001182633</small>	7,948	7,948	-	総数	
高速道路6社	6,705	2,412	4,292	1/3以上(注5)	
新関西国際空港(株) <small>法人番号1120001169813</small>	5,881	5,881	-	総数	
(株)産業革新投資機構 <small>法人番号7010001126472</small>	4,961	3,443	1,518	2/3以上	
東京地下鉄(株) (注2) <small>法人番号4010501022810</small>	3,104	-	3,104	-	
成田国際空港(株) <small>法人番号9040001044645</small>	2,434	-	2,434	-	
(株)商工組合中央金庫 <small>法人番号9010001120408</small>	2,088	2,088	-	(注6)	
(株)海外交通・都市開発事業支援機構 <small>法人番号4010001163675</small>	1,501	778	723	1/2以上	
その他(10社)	3,068	1,861	1,206	(注7)	
合計	32.8兆円	29.2兆円	3.5兆円		

(注1) 単位未満を切り捨てているため、合計において一致しない場合があります。

(注2) 日本たばこ産業株式、日本郵政株式及び東京地下鉄株式については、復興財源確保法において、令和9年度までの売却収入を復興財源に充てることとされています。

(注3) 日本電信電話の政府保有義務分を除く株式については、令和4年9月に日本電信電話による自己株取得に応じて売却しています。

(注4) 日本政策投資銀行の株式については、当分の間、危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/3超の株式を保有、また、特定投資業務を完了するまでの間(令和12年度末)、同業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/2以上の株式を保有することとされています。

(注5) ただし、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)は、政府及び地方公共団体で1/3以上の株式を保有することとされています。なお、「政府保有義務分」は政府のみで1/3を保有する場合の額を計上しています。

(注6) 商工組合中央金庫の株式については、当分の間、危機対応業務の適確な実施のために必要な株式を保有することとされていることから、「それ以外」を「-」としています。

(注7) その他(10社)の現行法上の政府保有義務については、以下のとおりとなっています。

中間貯蔵・環境安全事業(株): 総数、(株)海外需要開拓支援機構: 1/2以上、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構: 1/2以上、中部国際空港(株): なし、
(株)農林漁業成長産業化支援機構: 1/2以上、日本アルコール産業(株): なし、(株)民間資金等活用事業推進機構: 1/2以上、輸出入・港湾関連情報処理センター(株): 1/2超、
阪神国際港湾(株): なし、横浜川崎国際港湾(株): なし

(注8) 上記のほか、旧石油公団から承継した株式5,131億円(INPEX株式: 2,774億円、JAPEX株式: 499億円、その他非上場株式1,857億円。いずれもエネルギー対策特別会計所属)等を保有しています。

(参考)

(令和3年度末現在)

特殊会社名	主務大臣	設立年月日	現行法上の政府保有義務	政府保有割合、会計名		
日本電信電話(株)【上場】	法人番号7010001065142	総務大臣	S60.4.1	1/3以上	34.8% (注2)	財政投融资特別会計投資勘定
日本たばこ産業(株)【上場】	法人番号4010401023000	財務大臣	S60.4.1	1/3超	33.3%	財政投融资特別会計投資勘定
日本郵政(株)【上場】	法人番号5010001112697	総務大臣	H18.1.23	1/3超	33.3%	一般会計
(株)日本政策金融公庫	法人番号8010001120391	財務大臣、厚生労働大臣、 農林水産大臣、経済産業大臣	H20.10.1	総数	100.0%	一般会計(92.3%) 財政投融资特別会計投資勘定(3.5%) 東日本大震災復興特別会計(4.2%)
(株)日本政策投資銀行	法人番号2010001120389	財務大臣	H20.10.1	1/3超、1/2以上(注3)	100.0%	財政投融资特別会計投資勘定
(株)国際協力銀行	法人番号6010001145977	財務大臣	H24.4.1	総数	100.0%	一般会計(1.1%) 財政投融资特別会計投資勘定(98.9%)
(株)日本貿易保険	法人番号5010001182633	経済産業大臣	H29.4.1	総数	100.0%	一般会計
新関西国際空港(株)	法人番号1120001169813	国土交通大臣	H24.4.1	総数	100.0%	財政投融资特別会計投資勘定(8.5%) 自動車安全特別会計空港整備勘定(91.5%)
(株)産業革新投資機構	法人番号7010001126472	経済産業大臣	H21.7.17 (H30.9.25(株)産業革新機構を改組)	2/3以上	96.1%	財政投融资特別会計投資勘定
東京地下鉄(株)	法人番号4010501022810	国土交通大臣	H16.4.1	—	53.4%	国債整理基金特別会計
成田国際空港(株)	法人番号9040001044645	国土交通大臣	H16.4.1	—	100.0%	一般会計(8.3%) 自動車安全特別会計空港整備勘定(91.7%)
中日本高速道路(株)	法人番号4180001056169	国土交通大臣	H17.10.1	1/3以上	100.0%	一般会計
(株)商工組合中央金庫	法人番号9010001120408	経済産業大臣、財務大臣、 内閣総理大臣	S11.10.8 (H20.10.1株式会社化)	(注4)	46.5%	財政投融资特別会計投資勘定
西日本高速道路(株)	法人番号3120001112341	国土交通大臣	H17.10.1	1/3以上	100.0%	一般会計
東日本高速道路(株)	法人番号9010001095716	国土交通大臣	H17.10.1	1/3以上	100.0%	一般会計
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	法人番号4010001163675	国土交通大臣	H26.10.20	1/2以上	96.4%	財政投融资特別会計投資勘定
中間貯蔵・環境安全事業(株)	法人番号2010401053420	環境大臣	H16.4.1	総数	100.0%	一般会計(88.0%) 東日本大震災復興特別会計(12.0%)
(株)海外需要開拓支援機構	法人番号1010401108794	経済産業大臣	H25.11.8	1/2以上	90.9%	財政投融资特別会計投資勘定
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	法人番号9010001171970	総務大臣	H27.11.25	1/2以上	96.4%	財政投融资特別会計投資勘定
中部国際空港(株)	法人番号7180001093548	国土交通大臣	H10.5.1	—	40.0%	自動車安全特別会計空港整備勘定
首都高速道路(株)	法人番号2010001095722	国土交通大臣	H17.10.1	政府及び地方公共団体で1/3以上	50.0%	一般会計
阪神高速道路(株)	法人番号2120001112350	国土交通大臣	H17.10.1	政府及び地方公共団体で1/3以上	50.0%	一般会計
(株)農林漁業成長産業化支援機構	法人番号9010001151312	農林水産大臣	H25.1.23	1/2以上	94.0%	財政投融资特別会計投資勘定
本州四国連絡高速道路(株)	法人番号3140001024527	国土交通大臣	H17.10.1	政府及び地方公共団体で1/3以上	66.6%	一般会計
日本アルコール産業(株)	法人番号2010001122204	経済産業大臣	H18.4.1	—	33.3%	一般会計
(株)民間資金等活用事業推進機構	法人番号8010001156312	内閣総理大臣	H25.10.7	1/2以上	50.0%	財政投融资特別会計投資勘定
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)	法人番号3020001081423	財務大臣	H20.10.1	1/2超	50.0%	一般会計
阪神国際港湾(株)	法人番号5140001095698	国土交通大臣	H26.10.1	—	34.2%	一般会計
横浜川崎国際港湾(株)	法人番号5020001114429	国土交通大臣	H28.1.12	—	50.0%	一般会計

(注1) 単位未満は四捨五入。

(注2) NTT法附則第13条の規定により、政府保有義務割合の計算上、新株発行による増分は発行済株式総数に算入しないとされており、このベースでの政府保有割合は36.0%となります。なお、NTTが令和4年9月に政府から政府保有義務分を除く自己株式を取得したことにより、このベースでの政府保有割合は33.3%となっています(発行済株式総数に占める政府保有割合は32.2%)。

(注3) 日本政策投資銀行の株式については、当分の間、危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/3超の株式を保有、また、特定投資業務を完了するまでの間(令和12年度末)、同業務の適確な実施を確保する観点から、発行済株式の1/2以上の株式を保有することとされています。

(注4) 商工組合中央金庫の株式については、当分の間、危機対応業務の適確な実施のために必要な株式を保有することとされています。